

長崎純心大学大学院

学 則

2019 年度

長崎純心大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、長崎純心大学学則（以下「本学学則」という。）第7条第2項の規定に基づき、長崎純心大学大学院（以下「本学大学院」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び使命)

第2条 本学大学院は、カトリシズムの建学精神に基づき、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、地域と世界に貢献し得る有能な人物を育成するとともに人類の平和及び文化と福祉の展開に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 本学大学院は、第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受け、教育研究水準の向上を図るものとする。

(課程及び目的)

第4条 本学大学院の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

2 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 第2項及び第3項により置かれる各課程ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的のほか、各課程ごとの研究分野に係る教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、別表第1において個別に定め、公表する。ただし、上記の博士前期課程の研究分野については、比較文化研究、福祉文化研究、臨床心理学及び児童保育文化研究分野の四分野とし、博士後期課程については、比較文化研究及び福祉文化研究の二分野とする。

(ファカルティ・ディベロップメント)

第4条の2 本学大学院は、大学院の理念・目的に照らし、授業及び研究指導の内容・方法について組織的な研修及び研究（以下「ファカルティ・ディベロップメント」という。）に努め、教育・研究指導能力の向上を図るものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施方法・内容等については、別に定める。

(研究科及び専攻)

第5条 本学大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名
人間文化研究科	人間文化専攻

(収容定員)

第6条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間文化研究科	人間文化専攻	15名	30名	3名	9名

(標準修業年限)

第7条 本学大学院の博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学期間)

第8条 博士前期課程の在学期間は4年を、博士後期課程の在学期間は6年を超えることはできない。

第2章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第9条 本学大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 本学大学院の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授又は専任講師が担当することができる。

(研究科長)

第10条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、本学大学院における授業及び研究指導を行う教授をもって充てる。

3 研究科長は、専任教授のうちから学長の推薦に基づき、理事長が任命する。

4 研究科長は職務を補佐する者として、学長より承認を得て研究科長補佐を置くことができる。

(研究科委員会)

第11条 本学大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、本学大学院の専任教員によって構成する。

3 研究科委員会の委員長は、研究科長がこれに当たる。

4 研究科委員会は、本学大学院に関する重要事項を審議する。

5 研究科委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(事務組織)

第12条 本学大学院に関する事務の執行は、本学の事務組織がこれに当たる。

第3章 教育課程及び教育方法等

(教育課程)

第13条 本学大学院は、その教育研究上の目的（人材の養成を含む。）を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的、機能的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各研究分野に関する高度の専門的知識及び応用能力を修得させるとともに、基礎的素養を涵養するよう適切に取りはからうものとする。

(教育方法)

第14条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(単位の計算方法)

第14条の2 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第42条の規定を準用する。

(授業科目及び単位数)

第15条 本学大学院における授業科目及び単位数は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(履修方法)

第16条 博士前期課程の学生は、博士前期課程における在学期間中において定められた授業科目を履修し、必修科目及び選択科目を合わせて、30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

2 博士後期課程の学生は、博士後期課程における在学期間中において定められた授業科目を履修し、必修科目及び選択科目を合わせて、26単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

3 学生は、履修する授業科目の選択に当たっては、研究指導を担当する教員の指導を受けなければならない。

(考査及び単位の授与)

第17条 本学大学院の学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

(学業成績の評価)

第18条 学業成績の評価は、A+ (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、F (60点未満)及びX (履修の放棄) の評語をもって表し、A+、A、B及びCを合格とし、F及びXを不合格とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的履修を認めることができる。この場合において、在学年限は博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えないものとする。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し、必要な事項は別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院等を含む。)とあらかじめ協議の上、当該他の大学院の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲で、本学大学院において修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、10単位を超えない範囲で本学大学院において修得したものとみなし、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、合計10単位を超えない範囲で本学大学院において修得したものとみなし、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(研究指導)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)とあらかじめ協議の上、学生が当該他大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることはできない。

3 博士後期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることはできない。

第4章 課程の修了及び学位の授与等

(博士前期課程の修了要件)

第22条 博士前期課程を修了するためには、当該課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その可否は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会の意見を

聴いて学長が決定する。

- 3 第4条第1項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に代えて、次の各号の試験及び審査に合格することができることとする。（博士論文研究基礎力審査）
 - (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び基礎的教養についての試験
 - (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力についての審査

（博士後期課程の修了要件）

- 第23条 博士後期課程を修了するためには、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について26単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者については、前項ただし書中「1年」とあるのは「博士後期課程の標準修業年限3年から博士前期課程における在学期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。
 - 3 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会の意見を聴いて学長が決定する。

（課程修了の認定）

- 第24条 博士前期課程及び博士後期課程の修了の認定は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

（学位の授与）

- 第25条 学長は、博士前期課程を、第4条第2項及び第4項（別表第1）に定める「教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的」を踏まえ修了した者に、修士の学位を授与する。
- 2 学長は、博士後期課程を、第4条第3項及び第4項（別表第1）に定める「教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的」を踏まえ修了した者に、博士の学位を授与する。
 - 3 学位の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

（教育職員免許状の取得）

- 第26条 削除

（臨床心理士の受験資格）

- 第27条 博士前期課程において、臨床心理士の受験資格を取得するためには、臨床心理学分野の所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 2 前項の履修方法に関し、必要な事項は、別に定める。

（公認心理師の受験資格）

- 第27条の2 博士前期課程において、公認心理師の受験資格を取得するためには、公認心理師法（平成27年法律第68号）及び同法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 2 前項の履修方法に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、休学、復学、退学、再入学、進学、転入学、留学及び除籍

（入学の時期）

- 第28条 入学時期は、学年の始めとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、後期の始めに入学させることができる。

（博士前期課程の入学資格）

- 第29条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課

程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了したとされる者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
 - (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、大学院に入学させることができる。

(博士後期課程の入学資格)

第29条の2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 外国の大学において教育課程を履修し、博士論文研究基礎審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者
- (6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第30条 入学志願者は、入学願書等の書類に検定料を添えて、提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第31条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

- 2 入学志願者に対しては、別に定める選抜試験を行う。

(合格者の決定)

第32条 前条の合格者の決定は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第33条 選抜試験の結果合格した者は、別に定めるところにより、入学の手続きをとらなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第34条 病気その他やむを得ない理由により継続して3か月以上修学することができない者は、学長に休学を届け出なければならない。

- 2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第35条 休学期間は、当該年度を超えることはできない。なお、引き続き休学を希望する場合は、あらためて休学願を提出しなければならない。

- 2 休学期間は、通算して、博士前期課程においては2年を、博士後期課程においては3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第8条、第19条、第22条及び第23条の期間に算入しない。

(復学)

第36条 休学期間が満了するとき、又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長に復学を届け出なければならない。

(退学)

第37条 退学をしようとする者は、学長に届け出なければならない。

(再入学)

第38条 前条による退学者及び第42条第5号による除籍者が、退学後又は除籍後、博士前期課程にあっては2年以内に、博士後期課程にあっては3年以内に再入学を願い出た場合は、研究科委員会の意見を聴いて学長が許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者については、退学時までの在学期間、休学期間、留学期間及び停学期間は入学後の当該期間に通算するものとし、既に履修した授業科目について修得した単位の取扱いについては、研究科委員会の意見を聴いて学長が定めるものとする。

(進学)

第39条 本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が進学を許可することがある。

2 進学に係る選考については、別に定める。

(転入学)

第40条 他の大学院(外国の大学院を含む。)に在学中の者で転入学を志願する者は、研究科委員会の意見を聴いて、学期の始めに、学長が相当年次に入学を許可する。

2 転入学を許可された者の在学すべき年数、履修すべき単位数は、研究科委員会の意見を聴いて学長が決定する。

(留学)

第41条 学生が、外国の大学院又はこれに相当する教育・研究機関等に留学するときは、学長に届け出なければならない。

2 第20条及び第21条の規定を、留学の場合に準用する。

3 留学期間は、第8条及び第22条又は第23条の期間に算入する。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の意見を聴いて学長が除籍する。

(1) 正当の理由なくして欠席が長期にわたる者

(2) 成業の見込みがないと認めた者

(3) 第8条の在学期間を超えた者

(4) 第35条第2項の休学期間を超えた者

(5) 授業料その他の学費(以下「授業料等」という。)の納付を怠り、督促してもなお納付しなかった者

(6) 休学期間満了の学生で、所定の期間内に第36条に定める復学手続をしない者

第6章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第43条 本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生となることができる者は、第29条の1の入学資格を有する者とする。

3 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第44条 本学大学院において、特殊な専門事項について研究を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、学長が学期の始めに研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の期間は1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には研究期間を更新することができる。

3 研究生となることができる者は、第29条の2の入学資格を有する者とする。

4 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第45条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、学長が特別聴講生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第46条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、学長が特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 本学大学院に、教育を受ける目的をもって入国した外国人で、学生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生として入学を志願する者があるときは、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料)

第48条 入学、転入学を志願する者は、別表第5に記載してある検定料を納めなければならない。

(入学料)

第49条 入学、転入学に当たっては、別表第5に記載してある入学料を納めなければならない。

(検定料及び入学料の不徴収)

第50条 長崎純心大学を卒業した者及び卒業見込みの者(長崎純心大学短期大学部及び純心女子短期大学を含む。)で本学大学院博士前期課程に入学する者については、入学料は徴収しないものとする。

2 本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院博士後期課程に進学する者については、検定料及び入学料は徴収しないものとする。

(授業料等の納期等)

第51条 授業料等は、学年の前期及び後期の2回に分け、別表第5に記載してある金額を次の期間に納めなければならない。ただし、特別の事情により納期限内に納めることができない者は、所定の延期願を各期の納入月の10日までに学長に提出し、許可を受けなければならない。

前期 4月1日から4月30日まで

後期 10月1日から10月31日まで

2 入学年度の前期に関わる授業料等については、前項の規定にかかわらず、入学手続き時に納めなければならない。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、第51条の2に規定する長期履修学生の授業料等の納期は、別に定める。

(授業料等の特例)

第51条の2 第19条の規定に基づき、当該標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者(以下「長期履修学生」という。)から徴収する授業料等の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、第51条第1項の規定にかかわらず、同条同項に規定する授業料等の年額に当該標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)とする。

2 長期履修生が、長期在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて、第1項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数(その期間が1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認める時に徴収するものとする。

(授業料等の改訂)

第52条 在学中、授業料等について変更があった場合には、新たに定められた金額に基づいて納めなければならない。

(その他の費用)

第53条 証明書類の発行を受ける者は、所定の手数料を納めなければならない。

(復学等の場合の授業料等)

第54条 前期又は後期中途において復学した者から徴収する授業料等の額は、年額の1/2分の1に相当する額に、復学した月から当該学期末までの月数を乗じて得た額とし、その期分は復学した月に納めなければならない。

2 再入学した者の授業料等の額は、当該者の属する年次の在学者に関わる徴収額とする。

(退学及び停学等の場合の授業料等)

第55条 前期又は後期中途で退学を願い出ようとする者、退学又は停学を命ぜられた者の当該学期分の授業料等は、これを徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第56条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

2 前項の免除額は、次の算式による。

{授業料等年額×休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数／12}

(学年の途中で課程修了する場合の授業料等)

第57条 学年の途中で修了する見込みのある者は、修了する見込みの月までの授業料等を納めなければならない。

第58条 納入した検定料、入学料及び授業料等は、原則として返還しない。

第8章 賞罰

(表彰)

第59条 学生として表彰に値する行為があったときは、研究科委員会の意見を聴いて学長が表彰する。

2 表彰に関し、必要な事項は、別に定める。

(倫理心得)

第60条 教育研究、臨床等は、社会的営みであることに留意し、人権の尊重を初めとする倫理的課題に応えるべく、別途定める教育研究、臨床等の「倫理心得」を遵守すべきものとする。

(罰則)

第61条 学生が、本学大学院学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、研究科委員会の意見を聴いて学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 停学の期間は、第22条及び第23条の修了要件として在学すべき期間に算入しない。ただし、第8条の在学期間には算入する。

4 停学の期間が通算して3か月未満のときは、前項の規定にかかわらず、第22条及び第23条の修了要件として在学すべき期間及び第8条の在学期間に算入する。

5 懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

第9章 学年、学期及び休業日

第62条 学年、学期及び休業日は、本学学則第17条から第19条までの規定を準用する。

第10章 その他

第63条 この学則に規定していない事項については、本学学則の規定を準用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、改正後の第36条に関わる規定は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 平成15年3月31日現在、本学大学院に在籍している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在、本学大学院に在籍している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度の博士前期課程の収容定員等は、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		
		入学定員		収容定員
		17年度	16年度	
人間文化研究科	人間文化専攻	15名	10名	25名

- 3 平成17年3月31日現在、本学大学院に在学している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日現在本学大学院に在学している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日現在本学大学院に在学している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年5月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項ただし書の規定については、平成20年3月31日現在在籍している者から適用する。

附 則

この学則は、平成20年5月21日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在本学大学院に在学している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在本学大学院に在学している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在本学大学院に在学している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在、本学大学院に在学している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在、本学大学院に在学している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日現在、本学大学院に在学している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在、本学大学院に在学している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日現在、本学大学院に在学している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日現在、本学大学院に在学している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日現在、本学大学院博士前期課程に在学している者及び平成31年3月31日に在学する者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在、本学大学院に在学している者については、改正後の長崎純心大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、学則第15条に定める別表第2の「臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）」の開講年次については、平成30年度入学生から適用する。

別表第1 教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的

(1) 博士前期課程

課程の研究分野の目的		人間文化研究(ヒューマニスティック・スタディーズ)を専攻し、「人間(性)」文化を切り拓く担い手を養成する。具体的には、以下の4分野からなる課程の目的に適合するものとする。
研究分野の目的	比較文化研究分野	「人間らしくある」ことを問う人間文化研究を前提とし、人間文化の比較研究をその属性たる固有性、普遍性に着目し深化させる。また、その学的成果を通して内外の文化事業従事者又は研究者(教員)の養成につとめる。
	福祉文化研究分野	「人間性」のあり方を問う人間文化研究を踏まえ、福祉の根源性と普遍性に関わる「人間らしくある」文化を探究し、これからの福祉学の再構築を目指す。こうした福祉学を人間文化との関わりに照らし合わせる学的成果により、次世代の福祉関係の研究者及び高度な福祉人材等の職業人の養成につとめる。
	臨床心理学分野	人間が示す心理的現象の多面性を理解するために、その基本となる心理学的原理と技法を研究し、さらに関連領域の知見も積極的に取り入れながら、その成果を応用してこころの健康維持に寄与し得る、人間性に基づいたこころの探究を目指す。その上で今日喫緊の課題とされる教育はもとより医療・保健・福祉・産業など諸領域の臨床心理に関わる高度の知識と技術を有する専門家すなわち臨床心理士の養成につとめる。
	児童保育文化研究分野	児童の保育・教育に関わるより精深な学識を、人間文化研究(ヒューマニスティック・スタディーズ)を踏まえた広い視野に立って培い、分けても心理・教育・福祉研究分野の学際的学習を通して、今日的な実践課題となる児童保育学理解の深化を教育研究上の目的とする。また、勝れて今日の実践課題に応え得るために児童保育学又は人間文化研究の一環としてのチャイルド・スタディーズの教育研究能力を高めるだけでなく、当該教育研究力がなによりも各種現場で実際に応用し得る高度な専門的職業人の養成につとめる。

(2) 博士後期課程

課程の研究分野の目的		人間文化研究(ヒューマニスティック・スタディーズ)を専攻し、「人間(性)」文化を切り拓く担い手を養成する。具体的には、以下の2分野からなる課程の目的に適合するものとする。
研究分野の目的	比較文化研究分野	比較研究の観点に立ち、人間文化の固有性と普遍性を統合的に理解することを目指し、人間文化の普遍的根源的探究をより高度なレベルで深める。また、その学的成果をもって研究者(教員)又は内外の文化事業従事者など高度な専門的職業人の養成につとめる。
	福祉文化研究分野	「福祉なるもの」を人間文化を構成する基本的なファクターとして捉え、従来の社会福祉研究では捉えきれない人間福祉文化の諸相と本質を明らかにし、次世代の福祉課題となる福祉文化学の創造的構築を目指す。その学的営為をもって研究者(教員)又は高度な関係の専門的職業人の養成につとめる。

別表第2

授業科目及び単位数 (博士前期課程)

科目機能	研究分野	授業科目	開講年次	単位数		備考 修了要件単位数 30単位以上
				必修 (選択必修)	選択	
統合科目		人間文化研究特論	1前	2	2	必修2単位を含み、 6単位以上
		文化の神学	2後			
		キリスト教人間学特論	1後			
		学習社会特論	1後			
		コミュニケーション特論	1後			
	環境倫理学特論	1前	2			
基軸科目	(文化の比較研究)	英語情報研究特論	2	4	4	比較文化特別研究演習を志望する場合は、 10単位以上の履修を必要とする。
		英語活用研究特論	2			
		英米文学研究特論	2			
		日本文学特論	2			
		日本語特論	2			
		教育人間学特論	1後			
		日本キリスト教史特論	2前			
		比較文化史特論	2			
		文化社会特論	1後			
		比較教育文化特論	1前			
		教育思想特論	1後			
		比較文学・文化研究特論	1後			
		文化事業特論	2			
		近代日本文学特論	1			
			福祉文化特論Ⅰ			
	福祉文化特論Ⅱ－比較福祉文化特論	2	4			
	社会福祉特論	1前	2			
	地域福祉特論	2後	2			
	人間福祉特論Ⅰ	1	4			
	人間福祉特論Ⅱ	1	4			
	人間福祉特論Ⅲ	2後	2			
	人間福祉各論	1前	2			
	福祉文化各論	2後	2			
	ソーシャルワーク特論	2前	2			
	社会調査特論	1前	2			
基軸科目	(人間の心理学研究)	障害者(児)心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	1又は2後	1	1	心理学特別研究演習を志望する場合は、 8単位以上の履修を必要とする。
		社会心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	1又は2前			
		臨床心理学特論Ⅰ	1前			
		臨床心理学特論Ⅱ	1後			
		臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	1前			
		臨床心理面接特論Ⅱ	1前			
		臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	1前			
		臨床心理査定演習Ⅱ	1後			
		心理学研究法特論Ⅰ	1前			
		心理学研究法特論Ⅱ	1後			
		発達心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	1又は2前			
		臨床心理地域援助特論	2前			
		神経心理学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	1又は2前			
		学習心理学特論	1又は2前			
		精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	1後			
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	1又は2前					
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	1前					
	2					

科目機能	研究分野	授業科目	開講年次	単位数		備考 修了要件単位数 30単位以上
				必修 (選択必修)	選択	
基 軸 科 目		学校臨床心理学特論	2前		1	児童保育文化特別研究演習を志望する場合は、8単位以上の履修を必要とする。
		心の健康教育に関する理論と実践	2前		1	
	(児童保育の文化研究) 児童保育文化研究	比較教育文化特論	1前		2	
		教育思想特論	1後		2	
		発達心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	1又は2前		1	
		障害者(児)心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	1又は2後		1	
		学習心理学特論	1又は2前		2	
		社会心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	1又は2前		1	
		犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	1又は2前		1	
		家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	1前		2	
		心の健康教育に関する理論と実践	2前		1	
		人間福祉各論	1前		2	
		モンテッソーリ教育特論	1前		2	
		障害児教育・福祉特論	2前		2	
		児童文化特論	2前		2	
		表現教育特論	2後		2	
		幼児教育特論	1後		2	
社会福祉特論	1前		2			
児童保育・教育特論 I	1前		2			
展 開 科 目	(文化の比較研究) 比較文化研究	比較文化特別研究演習	1	(4)	選択必修4単位 左記の特別研究演習より1科目選択すること。	
		(福祉の文化研究) 福祉文化研究	福祉文化特別研究演習	1		(4)
	人間福祉特別研究演習		1	(4)		
	(人間の心理学研究) 臨床心理学	心理学特別研究演習	1	(4)		2 1 1 9
臨床心理基礎実習		1				
臨床心理実習 I (心理実践実習B)		2				
臨床心理実習 II		2後				
心理実践実習 A		1～2				
展 開 科 目	(児童保育の文化研究) 児童保育文化研究	児童保育文化特別研究演習	1	(4)	必修2単位以上	
		人間文化特別研究	1～2	2		

別表第3

授業科目及び単位数（博士後期課程）

科目機能	研究分野	授業科目	開講年次	単位数		備考 修了要件単位数 26単位以上
				必修	選択	
基盤科目	（文化の比較研究） 比較文化研究	比較文化特殊研究Ⅰ	1		4	履修にあたっては、基盤科目中の指導教員担当の「特殊研究」科目4単位と当該「研究演習」科目4単位を含む8単位、それに総合展開科目中指導教員担当の「人間文化特殊研究」科目10単位（必修）、合計18単位を含む。
		比較文化特殊研究演習Ⅰ	2		4	
		比較文化特殊研究Ⅱ	1		4	
		比較文化特殊研究演習Ⅱ	2		4	
		比較文化特殊研究Ⅲ	1		4	
		比較文化特殊研究演習Ⅲ	2		4	
		比較文化特殊研究Ⅳ	1		4	
		比較文化特殊研究演習Ⅳ	2		4	
	（福祉の文化研究） 福祉文化研究	福祉文化特殊研究Ⅰ	1		4	
		福祉文化特殊研究演習Ⅰ	2		4	
		福祉文化特殊研究Ⅱ	1		4	
		福祉文化特殊研究Ⅲ	1		4	
		人間福祉特殊研究Ⅰ	1		4	
		人間福祉特殊研究演習Ⅰ	2		4	
		人間福祉特殊研究Ⅱ	1		4	
		人間福祉特殊研究演習Ⅱ	2		4	
		人間福祉特殊研究Ⅲ	1		4	
		総合展開科目	人間文化の特殊研究	人間文化特殊研究	1～3	

別表第4

削除

別表第5

区 分	博士前期課程				博士後期課程					
	第1年次		第2年次		第1年次		第2年次		第3年次	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
検 定 料	30,000				30,000					
入 学 金	200,000				200,000					
授 業 料	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000
教育充実費	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

※検定料及び入学金の不徴収（学則第50条）

- ・長崎純心大学卒業生及び卒業見込み者（長崎純心大学短期大学部及び純心女子短期大学を含む。）で本学博士前期課程に入学する者については、入学料は不徴収
- ・本学博士前期課程を修了し、引き続き本学博士後期課程に進学する者については、検定料及び入学料は不徴収